

構造計算適合性判定 電子申請の手引き

～目次～

1.はじめに

- 1-1 電子申請のメリット
- 1-2 電子申請の受付システムの仕様
- 1-3 電子申請ご利用前の確認事項
- 1-4 事前審査の実施

2.事前審査の登録・手続き

- 2-1 案件登録申込
- 2-2 判定申請図書などのアップロード
- 2-3 第三者への電子書庫共有
- 2-4 事前審査の受付・手続き

3.本申請の手続き

- 3-1 判定申請図書等の作成・準備
- 3-2 判定申請図書等のアップロード
- 3-3 本申請の受付
- 3-4 追加説明書の提出

4.適合判定通知書・判定申請図書等(副本)の交付

- 4-1 適合判定通知書の交付
- 4-2 判定申請図書等(副本)のダウンロード
- 4-3 確認検査機関等への判定申請図書等(副本)の提出

5.その他

1.はじめに

1-1 電子申請のメリット

アウェイ建築評価ネット(株)(ABEN)の構造計算適合性判定申請では、お客様の利便性向上の一環として、電子データによる電子申請の受付を実施しています。

【電子申請のメリット】

- ・申請のための来社、図書等の持ち込みが不要なため、手間や時間、移動にかかるコストが削減。また、図書等を郵送する場合の期間が短縮
- ・紙による図書の提出が不要なため、印刷にかかる時間やコストが削減
- ・時間を問わず、いつでも、どこからでも申請が可能
- ・電子データの保管・管理は場所を取らず、図書を保管する倉庫が不要

1-2 電子申請の受付システムの仕様

受付システムは Google 社の「Google Drive」を利用しています。Google アカウントをお持ちでない方でもご利用いただけます。

「Google Drive」は「ISO/IEC 27017:2015」等に基づく認証を受けており、情報セキュリティ対策への取り組みが適切かつ継続的に運用管理されています。

受付システム「Google Drive」を使用する際の推奨環境

(ブラウザ)

次のブラウザの最新バージョンと 1 つ前のバージョンに対応しています。

- ・ Chrome
- ・ Firefox
- ・ Microsoft Edge (windows のみ)
- ・ Safari (Mac のみ)

他のブラウザでも動作する場合がありますが、機能の一部を使用できない可能性があります。

その他の動作環境等の詳細は、以下の URL を参照ください。

<https://support.google.com/drive/answer/2375082?hl=ja&co=GENIE.Platform%3DDesktop&oco=1>

1-3 電子申請ご利用前の確認事項

電子申請をご利用頂く際は、以下の点をお申込みの都度、ご確認ください。

- ・ 建築主様への確認をお願いします。

「適合判定通知書」は書面で、「判定済図書等(副本)」は電子データで交付します。

- ・ 同計画の確認申請を行う建築主事又は確認検査機関との調整をお願いします。

電子データによる「判定済図書等(副本)」の提出が可能であることをご確認ください。

- ・ 判定申請図書等の電子データの形式は「PDF」「Docuworks」「Word」「Excel」になります。ただし、申請書類については弊社システムの連動の都合上、Excel に限定となります。

- ・ 適合判定通知書の交付は入金確認後とさせていただきます。

- ・ 申請を円滑に進めるため、事前審査を実施したうえでのご利用を推奨します。

1-4 事前審査の実施

事前審査は従来通り、図書(電子データ)を、当システムを利用されるか、メール、大容量ファイル便等で送信ください。紙による図書のご郵送もお受けしております。

【構造計算適合性判定の事前審査での電子データによる受付について】

<https://abenj.net/?p=7140>

2. 事前審査の登録・手続き

2-1 案件登録申込

弊社 HP の入力フォーム(図.1)より必要事項をご入力の上(図.2)、ご送信ください。
御社専用(物件専用)の電子書庫の作成が完了しましたら、弊社適判代表アカウントより
(tekihan@abenj.net)、御社の登録済みのメールアドレス宛に(図.3)のようなお知らせが送信
されます。メール中のリンクをクリックすることにより専用電子書庫にアクセスできます。



図.1

構造適判・電子書庫利用申込フォーム

事前審査用資料などは、郵送などによらず、電子データでお受けすることが可能となりました。 Google Drive上に、電子データを格納する御社専用（物件のご担当者専用など）の電子書庫フォルダーをご用意できますので、ご利用を希望される場合は、下記に必要事項を入力し送信をお願い致します。

なお、弊社での構造適判審査が可能な建築物は、以下の範囲となっています。

- ①東京都・埼玉県・神奈川県・栃木県・茨城県・千葉県：全ての建築物
- ②福島県：延床面積10,000㎡を超える建築物
- ③群馬県：延床面積7,500㎡を超える建築物

アウェイ建築評価ネット株式会社 構造判定部
☎：03-6672-6136
✉：tekihan@abenj.net

kawashima@abenj.net [アカウントを切り替える](#)

共有なし

* 必須の質問です

御社名 *

回答を入力

ご担当者氏名 *

回答を入力

氏名フリガナ

下に続きます...

回答を入力

利用可能なGoogleのメールアドレス

上記入力メールアドレスがでGoogleの「Gmail」などの場合は入力不要です。（メールの最後が「[@gmail.com](mailto:)」になっているアドレス（無料）またはG Suite（有料）のメールアドレスがご利用いただけます。）上記入力アドレス以外に、Googleのメールアドレスを利用できる場合は入力して下さい。Google Drive上に設定された弊社の電子書庫フォルダーに、直接アクセスし審査用資料の電子データのアップロード・閲覧・編集・ダウンロードが可能となります。書庫フォルダーの設定が完了しましたら、本メールアドレスにご連絡させていただきます。なお、Google以外のメールアドレスの場合は、閲覧とダウンロードのみとなりますので、審査用資料の電子データは、メールまたは大容量ファイル転送サービスをご利用いただき、お送りください。

回答を入力

送信

全て記入を終えたら、送信をクリック

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは アウェイ建築評価ネット株式会社 内部で作成されました。不正行為の報告

Google フォーム

図.2

適判代表 さんが 1 個のフォルダを共有しました

代表 適判代表 (tekihan@abenj.net)さんから次の共有フォルダの**共同編集**に招待されました:

〇〇〇〇
〇〇 〇〇 様

お世話になります。
事前審査の電子申請のご登録誠にありがとうございます。

弊社のフォルダを共有させていただきますので、
「1_事前審査用図書」に下記書類のアップロードをお願いいたします。

- ①事前審査・本申請 受付書
- ②構造計算書
- ③構造図
- ④意匠図
- ⑤地盤調査報告書
- ⑥その他書類

アップロードが完了しましたら電話もしくはメールでご連絡下さい。

ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。
よろしくお願いいたします。

アウェイ建築評価ネット株式会社 構造判定部
〒162-0824
東京都新宿区揚場町2-18 白宝ビル2階
TEL 03-6672-6136 FAX 03-6683-2250
E-mail: tekihan@abenj.net URL: http://abenj.net/



図.3

※Google アカウントをお持ちの方は直接アクセスいただけますが、Google メール以外からご登録頂く場合は認証コードによる本人確認が必要になります。(図 4,5,6)



図.4

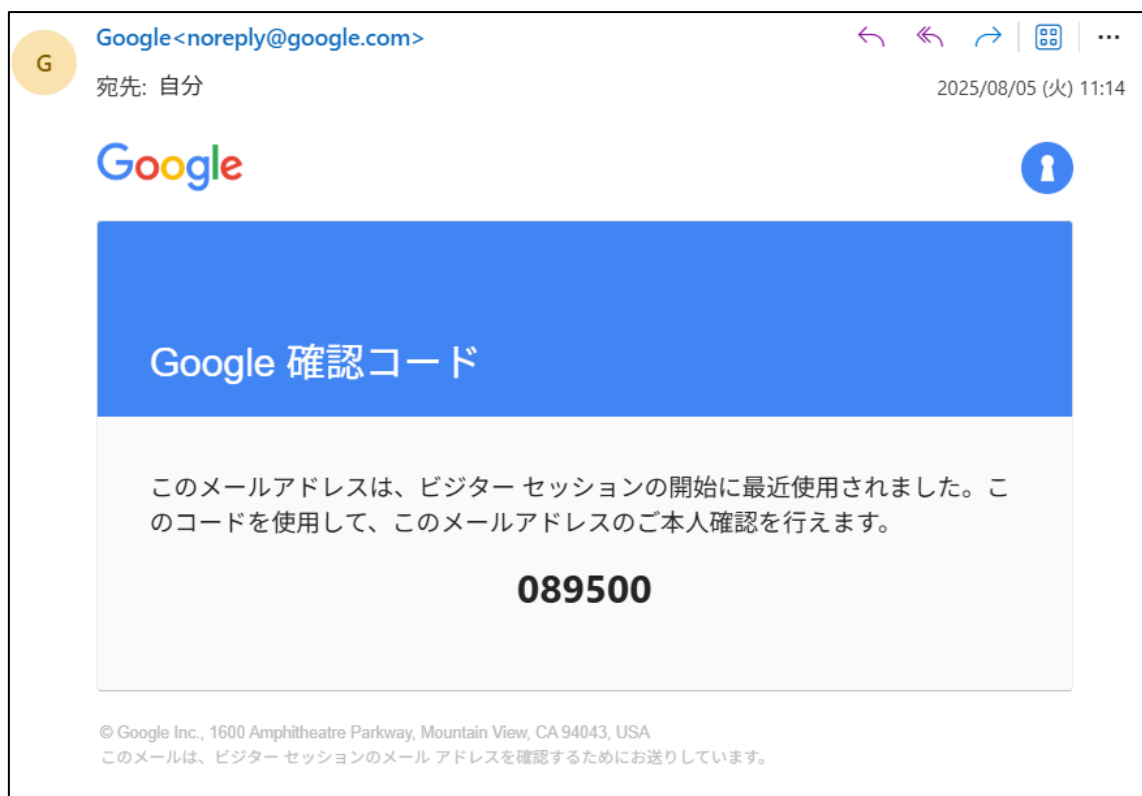


図.5



図.6

2-2 判定申請図書などのアップロード

指定の電子書庫フォルダーには、図.7 のような各申請別のフォルダーが作成されていますので、事前申請の際は「1_事前審査用資料」の中の各フォルダ(図.9)へコピー＆ペースト、ドラック＆ドロップにてアップロードをお願いします。



図.7



図.8

※注意①：申請資料や補正図書をアップロードしただけでは弊社に通知が来ないため、必ずメール(tekihan@abenj.net)、もしくはお電話にてアップロードが完了した旨をご連絡ください。

※注意②：構造計算書の電子データには、可能な範囲で構いませんので目次に合わせた「しおり」等を設定していただけると、大変助かります。(PDF：しおり、Docuworks：付箋)

※注意③：アップロード後の図書に誤りがあった場合は、投稿者ご自身で削除することが出来ません。弊社にてファイルを削除いたしますので、ご連絡をお願いいたします。

・ご用意いただく PDF、Docuworks の形式

○解像度：300dpi 以上(目安)

○図面：A3 版

○電子署名、タイムスタンプ：なし

○セキュリティ機能の仕様：なし

(※文章の閲覧や印刷する際のパスワード設定などの機能はお控えください。)

・事前申請に必要な書類

☐事前審査・本申請受付書

☐構造計算書

☐地盤調査報告書

☐構造図

☐意匠図(事前審査時は平面・立面・断面図のみでも結構です)

☐その他案件毎の添付書類(安全証明書や既存不適格調書等)

※計画変更を申請される場合は、変更前、変更後の意匠図、構造図をそれぞれご用意ください。変更に関わる図面のみとなりますが、変更が生じない場合でも、「付近見取図」「配置図」は意匠図としてご用意をお願いいたします。

2-3 第三者への電子書庫共有

御社専用の電子書庫となりますが、必要に応じて社員または第三者の協力会社に共有することができます。共有先の申し込みは下記の手順でお手続きをお願いします。

【Google アカウントによりご登録頂いている場合】

① 共有希望のフォルダーを右クリックし、「共有」を選択。(図.9)

② 表示されたポップアップに共有先のメールアドレスを入力、メッセージ欄に共有権限の種類をコメント頂き、「送信」をお願いします。(図.10)

【Google アカウント以外でご登録頂いている場合】

メールにて共有されるご担当者様、メールアドレスをお知らせください。

共有可能な権限の種類は下記の 2 種類となります。

・閲覧者：「閲覧、ダウンロード、印刷」のみ可能

・投稿者：閲覧者の権限に加え、ファイルへの投稿が可能(削除は出来ません)

※メッセージ欄に特に記載が無ければ、投稿者として指定いたします。

共有権限の詳細につきまして、下記の URL をご参照ください。

https://support.google.com/a/users/answer/9310249?hl=ja&visit_id=638525478923526520-4081529079&rd=1#1.2

共有のお申込みを頂きましたら、弊社にて共有先のアクセス権限を承認し、アクセスが可能となります。



図.9



図.10

2-4 事前審査の受付・手続き

事前申請に必要な判定図書のアップロードが全て完了しましたら、受付可能営業時間内（9:30～17:00、土日・祝祭日を除く）であれば即日、営業時間外であれば翌営業日に事前受付をいたします。事前受付の完了後、メールにて受付の旨をお知らせいたします。

判定員の審査が完了しましたら、「事前審査・本申請受付書」に頂きました構造担当ご連絡先にメールにて質疑をお送りいたします。

質疑による回答及び修正資料は Google Drive の「2_事前審査質疑回答書類」(図.11)にアップロードください。

お送りいただく際はメール、もしくはお電話にてアップロードした旨をご一報ください。



図.11

また、一度お送りされた回答内容に対し、判定員の方で指摘があった場合も、元の回答データは変更・削除せず残し、ファイルを日付・回数など分け追加をお願いします。(図.12)



図.12

3. 本申請の手続き

3-1 判定申請図書等の作成・準備

事前審査が完了し、確認機関の事前審査対応も済みましたら、確認機関の本申請と並行して、弊社にも本申請をお願いいたします。

事前審査と同様の Excel・PDF 等の形式で、下記の各書類をご用意ください。

※本申請 受付書・申請書・概要書・委任状の申請書類一式は弊社書式の Excel 形式でご準備ください。弊社内システムと連動しているため、PDF でお受けすることが出来ません。

・本申請に必要な書類

- ☐事前審査・本申請 受付書(請求先を必ずご記入ください)
- ☐構造計算適合性判定申請書
- ☐建築計画概要書
- ☐委任状
- ☐構造図書一式(計算書、構造図等)
- ☐意匠図(下記の図面以外は不要となります)
 - ・付近見取図
 - ・配置図
 - ・敷地求積図
 - ・各階平面図(作成されていればビット図も添付をお願いします。)
 - ・各階求積図
 - ・立面図(2面以上)
 - ・断面図(2面以上)
 - ・平均地盤算定表(設計 GL と平均 GL が異なる場合)
 - ・内外仕上表
 - ・EV 詳細図(確認機関へ提出される場合)
 - ・階段詳細図(確認機関へ提出される場合)
- ☐事前質疑回答書(確認機関 及び 適判分)
- ☐地盤調査報告書
- ☐その他申請必要書類(安全証明書や既存不適格調書等)

※計画変更を申請される場合は、変更前、変更後の意匠図、構造図をそれぞれご用意ください。変更に関わる図面のみとなりますが、変更が生じない場合でも、「付近見取図」「配置図」は意匠図としてご用意をお願いいたします。

※計画変更の場合は、「構造計算適合性判定申請書」ではなく、「計画変更構造計算適合性判定申請書」をご利用ください。計画通知の場合も、「構造計算適合性判定申請書」ではなく、「計画通知書」をご利用ください。

3-2 判定申請図書等のアップロード

判定申請図書等の電子データを事前申込時に登録しました Google Drive の「3_本審査用資料」の各設計図書項目へアップロードをお願いします。(図.13～15)

事前審査のお申込みを頂かずに、本申請から電子申請をされる場合は、本手引きの 2 章の「2-1 案件登録申込」と同様の手順で、事前審査を行わず本申請とされる旨をご一報いただき弊社にて登録いたします。

本申請からの電子申請登録の場合は図.16 のメールをお送りいたしますので、必要書類等のアップロードをお願いいたします。

本申請に必要なすべての電子データのアップロードが完了しましたら、ABEN 担当者にメール・お電話にてご連絡ください。

※本申請の際に投稿された図書は、本申請で変更があった場合でも、削除・上書きすることはできません。誤ったデータをアップロードされた場合は、ABEN 担当者にご連絡ください。



図.13



図.14



図.15

適判代表 さんが 1 個のフォルダを共有しました

代表 適判代表 (tekihan@abenj.net)さんから次の共有フォルダの**共同編集**に招待されました:

〇〇〇〇会社
〇〇 〇〇 様

お世話になります。
本申請の電子申請のご登録誠にありがとうございます。

弊社のフォルダを共有させていただきますので、
「3_本審査用図書」に下記書類のアップロードをお願いいたします。

- ①本申請 申請書類
 - 事前審査・本申請 受付書
 - 構造計算適合性判定申請書
 - 建築計画概要書
 - 委任状・送付依頼書
- ②構造計算書
- ③構造図
- ④意匠図
 - 付近見取図
 - 配置図
 - 敷地求積図
 - 各階平面図 (作成されていればピット図も添付をお願いします。)
 - 各階求積図
 - 立面図
 - 断面図
 - 平均地盤算定表 (算出されている場合)
 - 内外仕上表
 - EV詳細図 (確認機関へ提出される場合)
 - 階段詳細図 (確認機関へ提出される場合)
- ⑤弊社(ABEN)事前質疑回答書
- ⑥確認機関事前質疑回答書
- ⑦地盤調査報告書
- ⑧その他申請必要書類

アップロードが完了しましたら電話もしくはメールでご連絡下さい。

ご不明点がございましたらお気軽にお問い合わせください。
よろしくお願いいたします。

アウェイ建築評価ネット株式会社 構造判定部
〒162-0824
東京都新宿区揚場町2-18 白宝ビル2階
TEL 03-6672-6136 FAX 03-6683-2250
E-mail: tekihan@abenj.net URL: http://abenj.net/



図.16

3-3 本申請の受付

ABEN が判定申請図書等を受理した日付が「申請日」となります。電子申請に係る図書等の電子データの送信は 24 時間可能ですが、事務手続きは受付可能営業時間内（9:30～17:00、土日・祝祭日を除く）に行います。営業時間外に判定申請図書等をご提出いただいた場合は、翌営業日の受理となりますので、ご了承ください。

判定申請図書等をアップロードいただいた時点では、受付にはなりません。ABEN が申請に不備がないことの受付確認をした後、「受付」となります。

受付が完了しましたら、「構造計算適合性判定受付書」及び「請求書」を発行し、「4_本申請発行書類」にアップロードいたします。「事前審査・本申請 受付書」に記載いただいた請求書宛先に、別途メールにてお送りいたしますが、請求書類を書面にて発行を希望される場合は、ご連絡をお願いいたします。

3-4 追加説明書の提出

受付後、判定申請図書を確認し、本申請後の質疑をメールにてお送りいたしますが、「4_本申請発行書類」にも「補正を要する事項及び追加説明を要する事項」の質疑書をアップロードいたします。

本申請の指摘に対する回答案も、事前審査と同様、Google Drive の「5_本審査質疑回答書類」にアップロード、及びご一報をお願いします。

全ての調整が完了し、確認機関等による指摘対応が済みましたら、最終版の図書として「6_追加説明書類(最終分)」にアップロード、及びご一報をお願いします。(図.16)

また、受付後は、確認検査機関・消防等の指摘による修正書類も追加説明書として提出してください。本申請提出時の判定申請図書の差替え・補正はできません。



図.15

ABEN が、追加説明書（補正図書を含む）を受理した日付が、追加説明書の「提出日」となります。営業時間後（18:00 以降）に追加説明書が提出された場合は、翌営業日が提出日となりますので、ご了承ください。

4. 適合判定通知書・判定済図書等（副本）の交付

確認検査機関等による補正がないことが確定しましたら、ABEN 担当者にご連絡ください。ご連絡を受けた後、入金確認、申請書類の確認を行い、適合判定通知書・判定済図書（副本）の交付を行います。

4-1 適合判定通知書の交付

適合判定通知書（原本）は、書面で交付しますので、対面でのお渡し又は設計者様にレターパックで送付いたします。交付手続きが完了しましたら、Google Drive の「7.適合判定通知書・副本交付」に適合判定通知書写し（PDF）及び、ABEN マークが付与された判定済図書等（副本）をアップロードします。（図.16）

※申請時、追加説明時に投稿頂いたファイルは全て PDF に形式を変換して発行いたします。



図.16

4-2 判定済図書等（副本）のダウンロード

該当案件フォルダ内の「6.適合判定通知書・副本交付」より、判定済図書等（副本）をダウンロードしてください。

閲覧、ダウンロードが可能な期間は1か月となります。必ず期間内にダウンロードをお願いいたします。

交付しました判定済図書等には受付時の ABEN マーク、及び追加説明時の ABEN マークがそれぞれ付与されます。(図.17)(電子署名やタイムスタンプは付与しません)

	受付印が捺印されるもの。 本申請受付日に提出いただいた書類一式 ・申請書類一式 ・意匠図 ・構造図 ・構造計算書 ・地盤調査報告書 ・そのほか必要書類
	追加説明印が捺印されるもの。 本申請受付日以降に提出いただいた指摘等による修正・変更書類一式 ※一貫計算書の回し直しを行った場合は、抜粋ではなく一式データの再提出をお願いします。 ※構造に関わらない意匠図等の変更が生じた場合でも、受付日以降に変更が生じた書類は全て追加説明書の対象となります。

図.17

4-3 確認検査機関等への判定申請図書等（副本）の提出

ダウンロードされた、適合判定通知書写し（PDF）及び判定申請図書等（副本）を確認検査機関等にご提出ください。

※具体的な提出方法については、確認検査機関等にお問い合わせください。

※副本を PDF ファイルでなく紙面にて提出する必要がある場合は、ABEN が交付した PDF ファイル(副本)をお客様にて印刷してください。印刷したものは「副本の写し」となります。

※電子申請では、ABEN から確認検査機関等への判定申請図書等（副本）の電子データの直接送付は実施しておりませんので、ご了承ください。

5.その他

(1)申請内容の変更について

適合判定通知書交付後に、建築主や地名地番などが変更され、適合判定通知書の記載内容も変更したい場合は、変更届を提出してください。

なお、計画変更に該当する内容に関しては、図面や計算書への変更は認めていません。構造計算適合性判定の再審査が必要ないものであれば構造計算適合性判定機関への届け出は必要ありませんが、再審査が必要なものは計画変更ないし再申請の届け出と再申請分の判定手数料が必要となります。

(2)計画変更について

計画変更の申請の際は、再度「2-1 案件登録申込」より申し込みが必要となります。既存のフォルダではなく、別のフォルダを並行して作成し、新たに案内させていただきます。手続きの流れは、新規申請と同様です。それぞれの章をご参照ください。

※軽微な変更に該当する場合は、変更申請の必要はありません。なお、当該計画の変更が「軽微な変更（施行規則第 3 条の 2 第 1 項各号）」に該当するかどうかについては、建築主事又は確認検査機関にご確認ください。